

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生緊急整備地域として新たに福井駅周辺地域及び広島紙屋町・八丁堀地域を定める等すること。

(第一条関係)

第二 特定都市再生緊急整備地域として新宿駅周辺地域及び横浜都心・臨海地域の区域を拡大すること。

(第二条関係)

第三 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)